

## 別記

### 個人情報保護特記事項

#### (基本的事項)

- 第1 派遣元は、この契約により実施機関に労働者を派遣するときには、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する派遣労働者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うことができる者を選任しなければならない。
- 2 派遣元は、前項の派遣労働者の選任に当たっては、次の各号をいずれも満たすことを条件とする。
- (1) 派遣前に、派遣元の責任において個人情報の保護についての基礎的な教育や研修を派遣労働者に受けさせるか、若しくは派遣労働者が同等の知識を有する者であることを確認すること。
- (2) この契約において派遣労働者が派遣先に提出するよう指示することを派遣元に義務付けている「情報の保護に関する誓約書」の内容を十分理解した上で当該誓約書の提出が可能な者であること。
- 3 派遣元は、派遣労働者が第1項の条件を満たさないと派遣先が判断したときは、派遣期間中いつでも派遣労働者を交代させなければならない。

#### (個人情報の保持)

- 第2 派遣元は、派遣労働者が法第67条に規定する業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを派遣労働者に指導しなければならず、かつ、派遣元も派遣労働者から当該情報の提供を求めてはならない。この契約が期間満了又は解除等により終了した後においても同様とする。

#### (罰則の教示)

- 第3 派遣元は、前項の指導の際に、派遣労働者又は派遣労働者であった者が、法第176条及び第180条の違反行為をしたときは、法により拘禁刑又は罰金に処されること（法第183条により、日本国外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

#### (事故発生時における報告)

- 第4 派遣元は、この個人情報保護特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに派遣先に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が期間満了又は解除等により終了した後においても同様とする。

#### (損害賠償)

- 第5 派遣元は、派遣元又は派遣労働者が法第67条に規定する業務に関して知り得た個人情報を漏えいしたことにより、派遣先又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。派遣元がこの個人情報保護特記事項に違反したことにより、派遣先又は第三者に損害を与えたときも同様とする。